

## 平成15年度第4回浦安市環境審議会議事録

1. 開催日時 平成15年8月11日(月)午前10時00分～午前11時00分

2. 開催場所 浦安市役所 議会棟第2会議室

### 3. 出席者

(委員)

木邨定男委員、内海照枝委員、岡部正明委員、久保博海委員、伊豆富子委員、柳憲一郎委員、上野菊良委員、畑中範子委員、望月賢二委員、古市孝委員、熊倉敬三委員、安部賢一委員、加藤里行委員、渡辺英夫委員

(欠席 平山博章委員)

(事務局)

環境部長村瀬滋生、環境部次長中村和明、環境保全課長押尾照明、環境保全課環境推進係長石田和明、環境推進係長島忠、安倍麗子

### 4. 内容

- (1) 会長あいさつ
- (2) 答申(案)について
- (3) その他

### 5. 議事の概要

- (1) 会長あいさつ
- (2) 事務局説明  
答申(案)及び浦安市環境基本条例骨子について事務局より説明を行った。
- (3) その他  
「情報公開コーナー」及び「市ホームページ」で浦安市環境審議会議事録の公開を行うため、各委員に確認をお願いした。

### 6. 会議経過

答申(案)について事務局より説明

前回までの審議内容を踏まえ、答申(案)については会長及び副会長に作成していただいたので説明を行う。

答申(案)については、以下のとおりである。

当審議会は、平成15年7月31日に浦安市環境基本条例制定について諮問を受け、慎重に審議いたしました。

その結果、浦安市環境基本条例骨子は、環境の保全に関する基本的な考え方や施策の基本的な枠組みを示すとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で、概ね適切なものと認めます。

市におかれましては、本答申を踏まえ、早期に浦安市環境基本条例を制定されるよう要望します。

なお、今後、環境行政を進めるに当たっては、下記の附帯意見を十分留意されるよう要望します。

#### 附帯意見

本市は、海面埋立て事業によって市域が約4倍に拡大しほとんどが人工的なまちであるという他に例をみない特色があり、良好な環境を積極的に創り出していくことが求められています。

また、一方で、三番瀬の埋立てが中止され、県の三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）では、現在「再生」という考え方に立って、三番瀬を自然の自浄能力を活かしながらできるだけ良好な自然環境を回復するという議論もなされています。

本市が浦安市環境基本条例に基づいた浦安市環境基本計画を策定するにあたっては、このような状況も踏まえ、市民等が環境への負荷の低減を図るとともに、良好な環境の維持及び向上を図っていくことを明確にすることが必要です。

また、浦安市環境基本計画を策定するにあたっては、市民等の意見を十分に反映させるための取り組みが必要であります。

#### 浦安市環境基本条例骨子について事務局より説明

##### 前文

本市の環境に関する認識やこの条例の精神的基調や目指すべき方向に対する決意を定めます。

浦安は、三方を海と川で囲まれ、長年にわたり、恵まれた自然の下で漁業を中心として栄え、独自の生活や地域文化を培ってきた。しかし、その後の海面の埋立てや交通機関の整備などにより近代的な都市として他に例をみないほどの発展を遂げている。

私たちはこれまで、昭和33年の製紙工場による悪水放流事件における抗議行動など、浦安の良好な環境を守るため力を合わせ、心を砕いてきた。

しかし一方では、今日、自らを省みると、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて、資源やエネルギーを大量に消費する生活を続けている。このような私たちの生活は、身近な自然の減少や大気汚染、水質汚濁等の公害の拡大、廃棄物の排出量の増加などによる環境問題を発生させ、さらには人類の存在基盤である地球自体の環境を脅かすに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境の恵沢を享受できるようにするとともに、人類の存在基盤である環境を将来に引き継ぐ責務を有していることを深く自覚しなければならない。さらには、先人たちの知恵や経験を受け継ぎながら、すべての者がそれぞれの責務を積極的に果たし、自ら参加し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な

社会を協働して形成しなければならない。

このような認識の下、私たちは、英知と総力を結集して、人と自然とが共生する水と緑で囲まれた快適な環境都市としての浦安を創りあげ、その環境の保全を推進することを決意する。

#### 7. 滞在者等の責務

これまでは、「滞在又は通過に伴う環境への負荷の低減に自ら努める責務を有するとともに」としていたが、「滞在又は通過に伴う環境への負荷を低減し、及び市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない」とし、市民の責務との重みのバランスを考慮するとともに、滞在者はあくまで市の施策に協力するということが読み取れるように改めた。

#### 8. 施策の基本方針

後段で「歴史的文化的資源の保全及び活用等がされること」していたが、文脈的に「等」というのはおかしいので、「歴史的文化的資源の保全及び活用がされること」とした。

#### 16. 経済的措置

2番目「環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者に対して適性な経済的負担を求める措置について」としていたが、例えばごみの有料化などについては誘導措置であるということから、「環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者を自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的としてその者に対して適正な経済的負担を求める措置について」とした。

#### 24. 監視等の体制の整備

「監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制」としていたが、「監視、測定及び検査の体制」とした。市としてどこまでできるのかということがあり、現状で考えられることを例示した。

#### 31. 浦安市環境審議会条例の廃止

現審議会条例の廃止以降も、審議会が委嘱された委員の方々には、現在の任期を残任期間とし引きついでいただく。

答申（案）について各委員より意見・質問がだされた。

- ・答申（案）の附帯意見の中で、最初の「良好な環境」は生活環境にとれるので「良好な生活環境」とし、三番瀬に関する部分の「良好な自然環境」と対比させるとわかりやすいのではないかと。
- ・限定してしまうとその部分だけという捉え方になってしまう。環境という言葉は包括的な意義をもつと思うのでそれは活かしたほうがよい。
- ・良好な環境のなかには、生活環境も都市環境すべて含まれるため、前段と後段の対比を明確にするというのもひとつの考え方である。
- ・三番瀬の部分の「良好な自然環境」はあくまでも三番瀬の問題を捉えてい

る。附帯意見の全体のなかでは生活環境と限定するものではわけではなく、全体の環境について積極的に創り出していくといった意味合いのほうがよい。

・答申（案）の内容と附帯意見の関係について事務局から説明してほしい。

事務局 骨子については適切であるということで、基本条例を策定するにあたっての基本的な内容については骨子となる。附帯意見については、とくに後段の部分で浦安市環境基本条例に基づいた浦安市環境基本計画を策定するにあたっては全体の状況を踏まえて市民等が環境への負荷の低減を図るとともに、良好な環境の維持及び向上を図っていくことが必要であるとしている。条例の中身ではないが、今後基本計画を策定するにあたってこのようなことを十分に踏まえていかなければならないという性格のものである。

また、事務局としても、附帯意見の前段の部分では生活環境だけでなく自然環境も含めるといった考えであった。浦安の場合、人工的に創り出された部分が多いとのことから、生活環境といえるか自然環境といえるかというのは非常に難しいが、そういったことを踏まえてこのような表現とした。

・環境は全てを含むということでこのままの表現でよい。

浦安市環境基本条例骨子について各委員より意見・質問がだされた。

事務局より補足説明

・浦安にとって前文のある条例はこの条例が初めてである。前文を置く条例については、国も同じであり、教育基本法など基本的な法律や条例である。前文の性格は、環境に関する認識やこの条例の精神的な基調や目指すべき方向に対する決意を定めるものである。この環境基本条例については、どこの自治体も前文を置いているところが多い。内容的にもそれぞれの市の特徴を全体に出しており、それを踏まえたうえでの精神的基調や決意としている。

・この条文は「である調」であるが自治体のよっては「ですます調」であるが、文書法規と相談した上で浦安は「である調」とすることとした。

前文

・以前に企業名について議論となったが、企業名を伏せて「製紙工場」としたのか。

事務局 浦安市の市史にも企業名はでていますが、浦安市としては今回はじめて前文を置く条例であるので、とくに配慮が必要であることから企業名は抜いた。

1 目的

・市内を通過するということは、市内にとどまらずにただ通過することも含まれるのか。

事務局 ポイ捨て条例においても、市民等という中に滞在者と通過者が含まれている。単に通過する方に対しても、環境政策に協力していただくことを考えている。

・（以下「滞行者等」という）とあるが、これは「市、事業者、市民及び市

内に滞在し、又は市内を通過するすべての人々」を指すのかまたは「市内に滞在し、又は市内を通過するすべての人々」を指すのかわかりにくい。

・文書法規と再度検討する。

#### 5 事業者の責務

・前回の会議で「ばい煙、汚水、廃棄物の処理等」に関して議論したが、この例示についてはこのまま規定するのか。

事務局 法令通りに整理した。

#### 8 施策の基本方針

・で「ふれあい」を「ふれあいの場」としたほうがよいという意見が前回の会議でだされたが、ここはこのまま「ふれあい」とするのか。

事務局 文書法規と最終整理ができていないので、とりあえずはこのままにして最終的な調整をしたい。

#### 前文

・後段の「私たちは、英知と総力を結集して」というところから意気込みが感じられる。さきほどの事務局からの24監視等の体制の整備の説明で、現状を考えこのように規定したとあったが、今後積極的にこのようなことも考えていきたいといったことも必要ではなかったのか。

事務局 現実的にどのようなかたちでできるのかを整理していくことが必要であると考えている。現在市が行っていることから監視、測定及び検査の3つの例示を挙げた。環境部として考える場合は、巡視は廃棄物の不法投棄パトロール、監視は常時測定、測定は大気測定を行っており、検査についても公害防止条例に基づいて立入検査をすることが可能である。

・前文での「英知と総力を結集する」というのは、市民も含めたことである。市だけでなく市民も加わっていくことも含めるのではないか。

事務局 この環境審議会も多くの公募があった。その中でも公害に関する資格をもっている方もいる。今後、市民の方にいろいろな意見をいただけるような環境政策をすすめていきたい。

答申（案）及び浦安市環境基本条例骨子の今後の取扱いについて事務局より説明

答申（案）及び浦安市環境基本条例骨子についての未確定な部分は会長、副会長とご相談させていただき整理したい。また、会長、副会長と日程調整の上、後日市長へ答申する。もし、その日にご都合のいい委員の方がいらっしゃれば、ご出席ください。日程についてはご連絡する。

なお、これまでの審議会の議事録は答申も含めて、市のホームページ及び情報公開コーナーで公開させていただく。